

1955年以降のオーストリア憲法の展開  
— 憲法改正規定を中心として —  
(2)

奥 正 嗣\*

**The Development of the Austrian Constitution  
since 1955**  
— **Amendments to the Constitution** —  
(2)

Masatsugu Oku\*

**Abstract**

This paper examines the development of the Austrian Constitution since 1955. The Federal Republic of Austria declared “eternal neutrality” by enacting the Constitutional Law of 1955, but since then the Austrian Constitution has experienced great changes.

Firstly, the meaning of “eternal neutrality” changed along with changes in the international situation, such as Austria joining the United Nations in 1955, the European Union in 1995, and the end of the “cold war” indicated by the fall of the Union of Soviet Socialist Republics in 1992.

Secondly, the rights of individuals and state (Land) were further strengthened by many amendments of the Constitution concerning federalism, democracy, fundamental rights, and courts (constitutional court, administrative court) which are the fundamental principles of the Austrian Constitution.

Thirdly, Austria joining the European Union added various rights and duties between Austrian organs of state and the European Union’s organs.

Lastly, we examine the reform of the Austrian Constitution.

**キーワード**

1962年連邦改正（学校・教育制度）、1964年連邦憲法改正（国家条約）、1974年連邦憲法改正（州権強化）、1975年連邦憲法改正（政党、国土防衛、公法裁判所、学校・教育制度）、1981年連邦憲法改正（国家シンボル、国家高権の委譲、国民請願、再公示、オンブズマン）、1983年連邦憲法改正（公務員と議会活動、州権

---

\*おく まさつぐ：大阪国際大学名誉教授（2015.11.12 受理）

強化)、1984年連邦憲法改正(州権強化)、1987年連邦憲法改正(守秘義務、情報提供義務)、1988年連邦憲法改正(州の国家条約、独立行政審判所、国民調査投票、人身の自由)、1994年連邦憲法改正(EU加盟)、2008年連邦憲法改正(大学、自治行政体、国家高権の委譲)、2010年連邦憲法改正(会計検査院)、2012年連邦憲法改正(行政裁判所、安全保障官庁)

## 目次

はじめに

### 第1章 連邦主義、民主制、基本権、公法裁判制度など

#### 1. 連邦

##### (1) 総則

##### (2) 権限配分

##### (3) 公務員の私企業への関与の制限

##### (4) 行政機関等の職務上の秘密保持義務と情報提供義務

##### (5) 連邦の立法

##### (6) 連邦の行政

(以上、『大阪国際大学紀要 国際研究論叢』、第29巻第2号、2016年1月)

##### (7) 司法

#### 2. 州

#### 3. 市町村

#### 4. 会計の監督および財務執行状況の監督

#### 5. 法治国家の構築

##### (1) 基本権

##### (2) 公法裁判制度の拡充・強化

(以上、本号)

### 第1章 連邦主義、民主制、基本権、公法裁判制度など

#### 1. 連邦

##### (7) 司法

例外(特別)裁判所(Ausnahme-〔Sonder-〕gericht)は、刑事手続に関する法律が定める事件につき管轄権を有していた(1929年連邦憲法83条3項)が、1968年2月7日の憲法律(BGBLNr.73/1968)によって、例外(特別)裁判所の管轄権に関する憲法規定を全面的に廃止した(83条3項)。また、死刑が、既に1950年に通常手続においてではあるが連邦法律(BGBLNr.130/1950)により廃止されていたが、同じく1968年2月7日の憲法律でもって、死刑制度が全般的に廃止されることとなった(85条)。1993年には、郡裁判所が州裁判所にとって代わられることとなる<sup>(72)</sup>。

2008年1月4日の憲法律(BGBL I Nr.2/2008)によって、司法権に属する機関であり、

捜査および起訴の職務を担当する検察官についての規定が設けられた（連邦憲法 90a 条）。

2012年6月5日の連邦法律（BGBl. I Nr.51/2012）に基づく行政裁判制度改正によって、2014年1月1日付で、司法権が通常裁判所（最高裁判所、上級地方〔州〕裁判所、地方〔州〕裁判所、管区裁判所）と、公法裁判所（憲法裁判所、行政裁判所、州行政裁判所、連邦行政裁判所、連邦財政裁判所）に区分された。これに対応して、連邦憲法第3章第2節が「通常の司法権」に改められ、連邦憲法 82 条 1 項、83 条 1 項、87 条 3 項、88 条 3 項、89 条 1 項、2 項、3 項、5 項、90 条 1 項、90a 条、94 条 2 項において、「司法権」または「裁判所」という文言の前に「通常の」という文言が挿入され、あるいは、新たに「通常裁判所」という文言が追加されている。

## 2. 州

### (1) 権限の連邦への委譲と連邦主義回復プログラム（州要請プログラム）

#### ① 権限の連邦への委譲

連邦と州の権限配分を決定しうる連邦の権限（Kompetenz-Kompetenz）によって、連邦の立法者は、連邦所管事項を拡大した。憲法律によって、また単純法律の中に関係憲法規定を組み込むことを通じて、連邦所管事項はますます増加する。さらに、連邦の権限ではない、あるいは明らかに連邦の権限ではない領域についても、連邦の統一的規制を行う必要性を認め、規制を行ってきた。例えば、1954年5月19日の連邦法律（BGBl.Nr.105/1954）は、1929年連邦憲法 10 条 11 号（労働者および被用者のための会議所）を受け、労働者および被用者のための会議所（die Kammern für Arbeiter und Angestellte〔Arbeiterkammern〕）、「労働者会議所の集合体である労働者会議体（der Österreichische Arbeiterkammertag〔Arbeiterkammertag〕）」について、その目的（労働者の社会的・経済的・職業的・文化的利益を代弁し促進すること〔1 条〕）と任務（鉱業、工業、商業、通商、農林業、貨幣、信用、衛生、国民教育、社会保険など連邦憲法 10 条に規定する連邦所管事項について、立法機関や行政官庁に報告や提案をなし、専門的意見を提出すること〔2 条〕）、さらに、組織構成のための選挙権（9 条）、被選挙権（10 条）についても細かく規定する。商工会議所（die Kammern der gewerlichen Wirtschaft〔Handelskammern〕）についても、1954年7月7日の連邦法律（BGBl.Nr.183/1954）（商工会議所法改正法）において、憲法規定として、商工会議所の目的ないし任務を定める（同連邦法律 Artikel I. 1.）。また、営業および産業に関する事項についても連邦の所管（連邦憲法 10 条 8 号）として、農業法、エネルギー統制法、価格法、市場管理法など、価格規制や市場管理に関する多数の経済法に具体化された。学校制度および教育制度においても、1962年7月18日の憲法律（BGBl.Nr.215/1962）により、別段の定めがない限り、立法および執行が連邦の権限となった（連邦憲法 14 条 1 項）<sup>(73)</sup>。以上の例からも示されるように、連邦と州の関係は、1945 年以降、連邦に権限を委譲することによって、国家的管理統制主義（staatlicher Dirigismus）を強化し連邦主義の解体の徴候を示した。

#### ② 連邦主義回復プログラム（州要請プログラム）と連邦憲法改正

60 年代の中頃から、州の政治的代表者たちが、連邦主義の拡大と州の自治行政権の強化

を、いくつかの州要請プログラム計画の中で示した。こうした努力の結果、70年代および80年代に、州の権限を拡大するいくつかの連邦憲法の改正があり、州の地位が自治行政権を有する支分国家（Gliedstaat）として強化され、連邦国家的決定への州の協働が志向された<sup>(74)</sup>。1970年代と1980年代における州権限の拡大・強化については、第1章1.（2）②においても少し触れたが、ここでは、特に1983年と1984年の連邦憲法改正を取り上げる。

第1に、1983年3月2日の憲法律（BGBl.Nr.175/1983）は、連邦は、連邦の環境保護権限とともに、州の環境保護権限にも配慮し、連邦の立法および執行権限を規定する連邦憲法10条1項12号に、「環境汚染の限界値（Immissionsgrenzwert）を超える環境負荷の除去措置」という文言を追加挿入し、「環境汚染の限界値（Immissionsgrenzwert）」につき、連邦憲法15a条による連邦と州の協定で確定すべきものとする。

第2に、同じく1983年3月2日の憲法律は、原則についての立法は連邦権限、施行法律の制定および執行は州の権限を規定する連邦憲法12条1項1号の「保養地ならびに保養施設および保養設備に課されるべき要請」の直前に、「健康上の視点から」という文言を追加挿入し、連邦の原則についての立法権限を制限した。

第3に、同じく1983年3月2日の憲法律によって、州の立法手続における連邦政府の異議権が制限された。すなわち、州議会の法律議決が連邦の利益を害する場合には、連邦政府は、当該議決に対して、理由を付した異議を申し立てることができるが、「法律の議決に対する立法手続が開始される前に、法律の基礎をなす草案に対する見解を述べる機会が連邦に与えられたときは、連邦の異議は、その権限が侵害されることを主張する理由を示すにとどめなければならない」という法文が新たに追加された（連邦憲法98条2項）（以上の傍点は筆者）<sup>(75)</sup>。ちなみに、1920年連邦憲法以来続いてきた州議会の法律議決に対する連邦政府の異議権（停止的拒否権）について定めるところの連邦憲法98条2項は、2012年6月5日の連邦法律（憲法規定）（BGBl. I Nr.51/2012）によって廃止された。州議会の法律議決に対する連邦政府の異議権は、連邦立法における国民議会のほとんど議決（例外は連邦憲法42条5項）に対する連邦参議院の異議権（連邦憲法42条2項）に対応するものであるが、2012年6月5日の連邦法律によっても、連邦参議院の異議権は廃止されていない。

第4に、1984年11月27日の憲法律（BGBl.Nr.490/1984）は、連邦の立法および執行権限を規定する連邦憲法10条1項13号の「連邦劇場に関するすべての事項」を「建築事項を除き連邦劇場に関する事項」に変更し、連邦の立法および執行権限を制限した。

第5に、同じく1984年11月27日の憲法律は、連邦憲法44条2項において、「州の立法または執行の権限を制限する憲法律または単純法律中に含まれる憲法規定は、さらに連邦参議院において、少なくとも総議員の2分の1が出席しかつ投票の3分の2の多数を以て同意の議決をしなければならない」と規定する。

また、1988年11月29日の憲法律（BGBl.Nr.685/1988）に基づき、政治的条約、および、法律を変更しまたは法律を補充する内容を有するもので、第16条1項（筆者注：州の国家条約）に属しない条約で、州の独自の権限事項について規律する国家条約は、連邦参議院の同意を得なければならないものとされた（連邦憲法50条1項〔現連邦憲法50条2項〕）。

このことと関連するが、同じく1988年11月29日の憲法律に基づき、州は、その独自の権限に属する事項について、かつ連邦の監督の下、オーストリアと国境を接する諸国またはその支分国と国家条約を締結する権限を有する（連邦憲法16条1項-5項）ことによって国際法主体となった（第1章(2)②参照）。こうした展開は、「協働的連邦国家(kooperativer Bundesstaat)」の構築の方向を示しており、そこでは、連邦と州はもはやヒエラルヒーの関係で対峙しない。「協働的連邦国家」構築のための一つの現れとして、同じく1988年11月29日の憲法律によって1989年に再導入されたところの州公民権（州籍）（第1章1.(1)②参照）も挙げることができよう（連邦憲法6条2項）<sup>(76)</sup>。

#### (2) 州利益の共同主張、連邦と州の利益の調整

「協働的連邦国家」構築の一つの方向として、州の利益の共同主張のため、一部法的根拠なしに、「ニーダーエスターライヒ州政府庁における連邦諸州連絡所」、「州知事会議」、「州事務長官会議」、「協議交渉方式」、「EU事項に対する州の関与手続」、「諸州の統一会議」などの新たな制度が創られた<sup>(77)</sup>。以下、簡単に述べる。

##### ① ニーダーエスターライヒ州政府庁における連邦諸州の連絡所 (Verbindungsstelle)

ニーダーエスターライヒ州政府庁における連邦諸州の連絡所は、1951年に設立され、1966年に連邦政府によって承認された。連邦諸州間および連邦諸州と連邦政府間の永続的な連絡・交渉を行う義務を負う。それは、官庁ではなくて調整事務局である<sup>(78)</sup>。

##### ② 州知事会議、州事務長官会議

州知事会議、州事務長官会議は、州利益を統一し、それらを連邦に対して主張することに奉仕する<sup>(79)</sup>。

##### ③ 協議交渉方式

連邦と州の両立法、特に税務立法における協議交渉方式は、1996年以降、1992年のペルヒトルズドルフ協定(Perchtoldsdorfes Übereinkommen)に基づき、実際に適用されている。

##### ④ EU事項に対する州の関与手続

EU事項に対する州の関与手続は、州に対して、EUの枠内における連邦諸措置が州の権限または利益に関わる限り、当該連邦諸措置へ影響を与えることを可能にした。1994年12月21日の憲法律(BGBl.Nr.1013/1994)に基づき、連邦憲法23d条1項は、「連邦は、ヨーロッパ連合内の事業計画であって、州の独自の活動領域に関するか、または州の利益となることのできるすべての事業計画については、州に対して遅滞なく、教示し、および態度表明の機会を与えなければならない。…」と規定する（既に、統合過程においては、1992年6月5日の憲法律[BGBl.Nr.276/1992]で規定〔第1章1.(2)③参照〕）。このような措置に対するすべての州の統一の見解ないし態度は、連邦の措置が州の立法権限に関わる限り、EUに対して連邦を拘束する。これについて、諸州が、1992年に共通の制度を創った<sup>(80)</sup>。諸州の統一会議である。

##### ⑤ 諸州の統一会議

諸州の統一会議(Integrationskonferenz der Länder)は、州議会議長、州知事から構成され、その際、州知事のみがその州のために投票する（州の代表者としての州知事につき、

連邦憲法 105 条 1 項)。統一の見解は、9 州のうち 5 州の反対票なしの全会一致で提出される。ここに「全会一致」とは、その決定に積極的に反対する州が存在しないことを意味し、棄権する州があっても全会一致の成立は妨げられない<sup>(81)</sup>。

上に挙げたすべての措置は、特に諸州の統一会議が明らかに示しているように、とりわけ州執行部が大きな影響力を与えうる可能性を創り出しており、連邦参議院による州代表よりも影響力があると考えられている。もっとも、連邦参議院の権限も、州の立法または執行の権限を制限する憲法律または単純法律中に含まれる憲法規定（1984 年 11 月 27 日の憲法律〔BGBl.Nr.490/1984〕に基づく連邦憲法 44 条 2 項）、政治的条約、および、法律を変更または法律を補充する内容を有するもので、第 16 条 1 項（筆者注：州の国家条約）に属しない条約で、州の独自の権限事項について規律する国家条約（1988 年 11 月 29 日の憲法律〔BGBl.Nr.685/1988〕に基づく連邦憲法 50 条 1 項〔現連邦憲法 50 条 2 項〕）についての同意権、およびヨーロッパ連合内のすべての事業計画（1994 年 12 月 21 日の憲法律〔BGBl.Nr.1013/1994〕に基づく連邦憲法 23e 条 1 項）につき遅滞なく教示を受け態度を表明する権利を通じて、徐々に拡張されている。しかし、未だに、連邦参議院は、国民議会に匹敵する重要性を有する「第二院」としての評価を得ていないといわれている<sup>(82)</sup>。

1992 年のペルヒトルズドルフ協定において、連邦と州は、権限の簡素化、間接連邦行政の州行政への移管、連邦と州の両立法における協議交渉方式などで、広範にわたる連邦国家改革について合意した<sup>(83)</sup>。

### (3) 州の立法

#### ① 州憲法の制定・改正と直接民主制・基本権の導入

##### (i) 州憲法の制定・改正

君主制の崩壊後、まず、1918 年にシュタイアーマルク、1919 年にフォアールベルクが、独自の州憲法を制定した。そこにおいて、これらの州の自主独立性が大幅に強調された。しかし、1920 年連邦憲法の発布後、これらの州憲法は、連邦憲法の体制に適合させられた。続いて発せられたその他の連邦諸州の州憲法も、この体制に従い、お互いにそれぞれほとんど違いが無い。一般的に、州憲法は、連邦憲法の実施法とみなされ、それゆえに、連邦憲法を大幅に反映するものであった<sup>(84)</sup>。

「州憲法の画一性 (Uniformität)」は、1945 年以降も続いた。60 年代になって初めて、連邦主義の傾向が強まり、オーストリア連邦諸州の 2 つの要請プログラムが作成された (1963 年・1964 年、1970 年)。そこにおいて、州の自主独立性の強化が要請された。加えて、州憲法は単なる連邦憲法の実施法ではなく、「連邦憲法に抵触しない限り」(連邦憲法 99 条 1 項)においてではあるが州は自由に憲法を制定できるという「州の相対的な憲法自律性」(relative Verfassungsautonomie) の考え方が主張された<sup>(85)</sup>。その後、連邦は、州に、その行政を組織すること、州議会の代議員の数を決定すること、州議会の選挙手続を確定することなど幅広く委ねていくこととなる (1988 年 11 月 29 日の憲法律〔BGBl.Nr.685/1988〕による連邦憲法 95 条 1 項など参照)。

1970 年代以降、州憲法が、さまざまに、改正ないし新法典化された。ケルンテン 1974 年、ニーダーエスターライヒ 1979 年 (1978 年 12 月 7 日に公布され、1979 年 1 月 1 日に発

効〔LGBLNr.205/1978〕(その時点まで最古であった1920年州憲法を新たな州憲法に代える)、ブルゲンラント1981年(オーストリア帰属60年を記念して新たな州憲法を制定)、フォラールベルク1984年、シュタイアーマルク1986年、チロール1988年、オーバーエスターライヒ1991年、ケルンテン1997年改正と続いた。その際、州によって展開されてきたさまざまな観念が、州憲法の展開に現れている。すなわち、それは、直接民主制(国民投票、国民請願、国民調査投票、一部、行政領域においても)の構築に、州議会による行政統制の強化に、州憲法への基本権保障の導入に、郵送投票(不在投票の一形式)の採用に至った。総じて、これらの改正は、州が、州憲法立法のより大きな自主独立性を得ようと努めているということを示している<sup>(86)</sup>。

#### (ii) 直接民主制

直接民主制について述べると、州立法に関して、すでに1992年当時において、すべての州が、国民請願(ただし、ニーダーエスターライヒ州は法律発案)を導入し、また、国民投票(ただし、ニーダーエスターライヒ州は異議権)並びに国民調査投票(Volksbefragung)(ただし、ニーダーエスターライヒ州はなし)(国民調査投票については、連邦レベルにつき連邦憲法49b条参照)の可能性を認めていた。ニーダーエスターライヒ州、オーバーエスターライヒ州、シュタイアーマルク州などでは、専門的評価手続(Begutachtungsverfahren)(専門的評価手続とは、州政府が法案を州議会に提出する前に、その法案の内容に応じて、州首相および連邦大臣、州における利益代表、市町村における利益代表、青少年・家族政策のための州審議会、高齢世代の利益保障に関する州審議会などの評価に服させる手続をいう。1979年ニーダーエスターライヒ州憲法25条参照)が規定された。ブルゲンラント、ニーダーエスターライヒ、オーバーエスターライヒ、シュタイアーマルク、チロール、フォラールベルク、およびウィーンの州憲法は、例えば市民発案(Bürgerinitiative)など行政に関する直接民主制制度を導入した<sup>(87)</sup>。

#### (iii) 基本権

基本権について、ブルゲンラントは、1981年州憲法1条1項に、「ブルゲンラントは民主的社会的法治国家(ein demokratischer und sozialer Rechtsstaat)である」と規定し「社会的法治国家」を宣言する(LGBLNr.42/1981)。フォラールベルク、チロール、オーバーエスターライヒは、もっぱら社会的目標規定にすぎなかったが、新たな基本権を規定した<sup>(88)</sup>。一例として、1984年フォラールベルク州憲法は、7条で、国家的行為の目標と基本原則(Ziele und Grundsätze des staatlichen Handelns)として、州のすべての国家的行為は、個人の人格の自由な発展(1項)、社会的生活の形成(1項)、人間の尊厳(2項)、法の下での平等(2項)、用いられる手段の相当性(2項)、信頼の原則(2項)を尊重して行われねばならないことを規定する。また、高齢者および障害者を支援する社会の義務(3項)、死に瀕した人間の生命の保護および尊厳の尊重(4項)、日曜日および祝祭日の保護(5項)、環境保護(6項)、合法的・儉約的・経済的・合目的な行為を行う州機関の義務(7項)を宣言する。さらに、8条で、婚姻・家族、両親の権利・義務、子の福祉、9条で、教育・文化について規定する<sup>(89)</sup>。

国家的行為の目標と基本原則は、州憲法を定めた当該州(州の部分としての市町村も含

めて)のみではなく、国についても適用される。それゆえに、州憲法において連邦憲法の保障を超える、あるいは独自の基本権を定めることが許されるのかどうか、1984年のフォアールベルク州憲法で問われることになった。州は、7条1項で、「個人の人格の自由な発展」、「社会的生活の形成」を、補完性の原則、社会連帯の原則に従って、より下のレベルの「市町村」からより上の「国」に至るまで、あらゆる人間社会が実現すべき国家目標と宣言している。そして、州は、7条3項において、高齢者および障害者を支援し、それらの者の生活条件を平等化することが社会の義務であることを公言する。連邦憲法も7条1項で、法の下での平等規定において、同様の国家目標規定を有している。しかし、1984年のフォアールベルク州憲法は、当該州のみではなく国も含めて社会全体の義務と理解する点において、連邦憲法を超えているのである。

また、フォアールベルク州憲法7条6項は、環境保護の国家目標を宣言する。自然保護、景観保護などは州の本来の権限に属し、大地の保護も一部州の権限に属する。州のこれらの規定が、自然保護および景観に関する法律、建築法、汚泥法、空気清浄法などによって具体化される。それゆえに、これら保護規定の廃止は、環境保護の国家目標規定に違反し、州憲法違反となるであろうと考えられている。

同様に、フォアールベルク州憲法8条1項は、人間社会の基本的秩序としての「家族」を保護し助成しなければならないとし、2項で、子供を養育し教育する義務を両親に課し、両親にその子供を教育する優先権を与えている。しかし、この親の子供教育優先権が、この領域における国の後見的介入を拒否することにつながる<sup>(90)</sup>。

しかし、州憲法の自主独立の展開にも、連邦憲法99条1項によって限界が設けられている。そのために、フォアールベルク州憲法の上に挙げた改正で概観したように、そのいくつかは連邦憲法的に疑念が存すると、ヴァルターは指摘する<sup>(91)</sup>。それゆえに、州は、連邦憲法のさまざまな改正をも要求しており、1983年(BGBL.Nr.175/1983)と1984年(BGBL.Nr.490/1984)における連邦憲法改正(第1章2.(1)②参照)は、州立法と連邦立法との権限調整を図るものとして、こうした要求に起因するものである<sup>(92)</sup>。

## ②州議会

連邦は、州の自律性を尊重し、州法律によって、州議会の代議員の数を決定すること、州議会の選挙手続を確定することなど州に幅広く委ねている(1988年11月29日の憲法律[BGBL.685/1988]による連邦憲法95条1項)。また、州議会は、連邦大統領の解散権の制限(「解散は、同一の理由によっては、一度に限り行うことができる」という文言追加[1984年11月27日の憲法律[BGBL.Nr.490/1984]による連邦憲法100条1項])によって強化された<sup>(93)</sup>。

## ③州政府の緊急命令権

1984年11月27日の憲法律(BGBL.Nr.490/1984)によって、それまで連邦についてのみ規定されていた特別立法に倣って創られたところの緊急命令権が、厳格な要件の下において、州政府に認められた(連邦憲法97条3項、4項追加)<sup>(94)</sup>。

## (4) 州の行政

1974年7月10日の憲法律(連邦憲法改正)(BGBL.Nr.444/1974)は、1963年まで遡ると



ころの、州の権利の強化と協働的連邦主義 (das kooperativen Föderalismus) をめざす連邦諸州の要請プログラム<sup>(95)</sup>の実現を、一部州行政の領域においてもたらした。すなわち、間接連邦行政における行政審級 (連邦憲法 103 条 4 項、109 条) の権限規定が変更され、州知事が上訴官庁 (Rechtsmittelbehörde) として決定する場合において、事案の重要性を理由に連邦法律で明らかに別段の定めをしない限りにおいて、連邦主務大臣にまで至ることなく州知事のところで通常終了することとなった (連邦憲法 103 条 4 項)。これは、疑いなく、州の影響力の拡大を意味している。同様のことは、ウィーン州において、管区行政官庁としての市参事会、州知事としての市長にも妥当する (連邦憲法 109 条)<sup>(96)</sup>。

また、1984 年 11 月 27 日の憲法律 (BGBl.Nr.490/1984) は、州の領域内における連邦の執行 (間接連邦行政) について、州政府の緊急命令権 (連邦憲法 97 条 3 項、4 項) と類似の州知事の緊急措置権を規定した (連邦憲法 102 条 8 項追加)。

#### (5) 州の支分国条約および国家条約

連邦を構成する支分国家であるところの州の支分国条約 (Gliederstaatsvertrag) については、1974 年 7 月 10 日の憲法律 (BGBl.Nr.444/1974) によって、連邦と州、ないし州相互間で協定 (Vereinbarung) を締結することができることとなった (連邦憲法 15a 条 1 項、2 項)。連邦と州の間の協定には、国際法の基本原則が適用される (連邦憲法 15a 条 3 項)。また、国家条約 (Staatsvertrag) については、1988 年 11 月 29 日の憲法律 (BGBl.685/1988) により、州は、その独自の権限に属する事項について、オーストリアと国境を接する諸国またはその支分国と条約を締結することができる (連邦憲法 16 条 1 項)<sup>(97)</sup>。

### 3. 市町村

#### (1) 1962 年憲法改正と市町村の憲法的根拠

1862 年 3 月 5 日の帝国市町村法 (RGBl.Nr.18/1862) を再び発効させるところの 1945 年 7 月 10 日の仮市町村法 (StGBl.Nr.66/1945) が公布され、1945 年 7 月 15 日にドイツ占領下のドイツ市町村法は失効した。1962 年 7 月 12 日の憲法律 (BGBl.Nr.205/1962) による市町村に関する憲法改正は、ドイツ占領下を除き 1920 年以降存在した 1862 年帝国市町村法<sup>(98)</sup>の古い規定に内容的に幅広く基づくところの暫定措置を解消し、市町村の憲法的基本原則を新たに規定することによって新たな憲法的根拠を与えた (連邦憲法 115 条 - 120 条)<sup>(99)</sup>。しかし、基礎的ゲマインデであるところのオルトゲマインデ (地区ゲマインデ) の地域ゲマインデ (広域的地方公共団体) への統合、自治行政の模範に従っての地域ゲマインデの設立、州における一般的国家行政組織のためのさらなる原則の確立は、従来同様、独自の憲法律による定めで留保された (1962 年 7 月 12 日の憲法律による連邦憲法 120 条)<sup>(100)</sup>。その後、地域ゲマインデの公務員の勤務法および職員代表法の事項における管轄についての定めは、連邦憲法立法事項であるとする文言が付け加えられた (1974 年 7 月 10 日の憲法律 [BGBl.Nr.444/1974] による連邦憲法 120 条)。

連邦憲法 116 条 1 項および 2 項は、1862 年帝国市町村法の原則である「自由なゲマインデの原則」を受け継ぎ、連邦憲法は、基本的には、大幅に、オーストリア市町村法の伝統に従っている。また連邦憲法 116 条 4 項は、1934 年連邦憲法 123 条 4 項 (「市町村は、州

法律によって、一定の目的のために市町村組合に統合されることができ、州政府に直属する」が規定していた市町村組合 (Gemeindeverbände) を受け継いでいる (もともと、連邦憲法 116 条 4 項は、1984 年 11 月 27 日の憲法律 [BGBl.Nr.490/1984] によって廃止され、同じ憲法律によって新たに連邦憲法 116a 条として、より詳細に規定された<sup>(101)</sup>)。

これらの原則も含めて、1962 年 7 月 12 日の憲法律による連邦憲法 115 条 2 項の規定(「連邦の権限と明示的に定められていない限り、州の立法は、本節の以下の規定の諸原則に基づいて、市町村法を定めなければならない。…」)が指摘するように、連邦憲法は、州立法によってより詳細に実施される市町村法に関する基本的諸原則を含んでいる<sup>(102)</sup>。

## (2) 市町村の性格、権能

1962 年 7 月 12 日の憲法律 (BGBl.Nr.205/1962) が定めるところによると、市町村は、自治行政の権利を有する地域団体であり、同時に行政管轄区域である (連邦憲法 116 条 1 項)。それに関し、「すべての土地は市町村に属さなければならない」という原則が、憲法上明示されている (連邦憲法 116 条 1 項)。市町村は、高権的権限を有する統治団体であるとともに、経済的独立性を有する経済団体でもある (連邦憲法 116 条 2 項)。市町村は、固有の活動領域と連邦または州によって委任された活動領域を持つ (連邦憲法 118 条 1 項)<sup>(103)</sup>。

固有の活動領域は、市町村として具現した地域共同体のもっぱらの利益または主たる利益に関しかつその利益のためになされるそのすべての事務であって、共同体が地域内で処理するものを包括する (連邦憲法 118 条 2 項)。このような一般条項にもかかわらず、本質的に従来からの範囲に合致している。それには、例えば、地域の公安 (3 号)、道路 (4 号)、市場 (6 号)、健康 (7 号)、風俗 (8 号)、建築 (9 号) に関する警察がある。さらに、地域的空間計画 (örtliche Raumplanung) (9 号) が追加されている (連邦憲法 118 条 3 項)。市町村は、固有の活動領域の事務を処理するに際しても、連邦と州の監督に服した。すなわち、連邦および州は、市町村が固有の活動領域の処理において法律および命令に反していないこと、特にその活動領域を踰越することなく、法律上市町村の責務となっている課題を遂行していることにつき、市町村に対して監督権を行使することができた (連邦憲法 119a 条 1 項)<sup>(104)</sup>。

他方、受任活動領域は、市町村が、連邦または州の法律に従い委任を受けて、かつ連邦または州の命令に従って処理しなければならない事務を包括する (連邦憲法 119 条 1 項)<sup>(105)</sup>。

同じく 1962 年 7 月 12 日の憲法律が定めるところにより、州は、市町村の財務執行 (Gebarung) を、その節儉性、経済性および合目的性につき審査する権利を有するものとされた (連邦憲法 119a 条 2 項)。

1984 年 11 月 27 日の憲法律 (BGBl.Nr.490/1984) によって、州立法者 (2012 年 6 月 5 日の連邦法律 [BGBl. I Nr.51/2012] により「州立法」に変更) は、市町村の固有の活動領域事項に関し、市町村議会の選挙権を有する者の直接の関与 (Teilnahme) および参加 (Mitwirkung) を定めることができるものとされた (連邦憲法 117 条 7 項) (1994 年 7 月 8 日の憲法律により「7 項」が「8 項」に変更)。

## (3) 市町村の機関

市町村の機関について述べると、a. 市町村の選挙権者によって選挙されるべき一般的代

表機関としての市町村議会 (Gemeinderat)、b. 市町村理事会 (Gemeindevorstand) [市参事会 (Stadtrat)]、自主法を有する市にあっては市参事会 (Stadtsenat)、c. 市町村長 (Bürgermeister) がある (連邦憲法 117 条 1 項)<sup>(106)</sup>。

#### (4) 法令都市、称号都市

2万人以上の住民を有する市町村は、州法律によって、固有の法令 (自主法) (都市法) を有することができる (「法令都市」)。法令都市は、市町村 (Gemeinde) 行政の職務とともに、管区 (Bezirk) 行政の職務をも処理しなければならない (連邦憲法 116 条 3 項)。

市町村 (Gemeinde) は、「都市 (Stadt)」という単なる称号を与えられることも可能であった (「称号都市」)。かつてのオーストリア・ハンガリー二重帝国時代において、多くの市町村が他の市町村との法的構造の相違なく「称号都市」になり、さらに、ウィーンも含めてこの「称号都市」のいくつかが「法令都市」にまで発展していったといわれている<sup>(107)</sup>。

#### (5) 市町村利益代表連合

市町村の利益を代表するものとして、1988年11月29日の憲法律 (BGBl.Nr.685/1988) によって、団体的基礎に基づき創設された市町村利益代表連合として、法令都市および称号都市のためのオーストリア都市連合 (1915年創設)、および、その他の市町村のためのオーストリア市町村連合 (1947年創設) が、連邦憲法 115 条 3 項に根拠づけられた。それらは、かつての 1962 年の新たな市町村法の形成にも著しく関与しており、また、ヨーロッパ連合の枠内における事業計画の際に参加・協力権 (情報提供を受け、意見を表明する権利) (後述第 2 章 3. (2) 参照) を有している (連邦憲法 23d 条 1 項)<sup>(108)</sup>。

#### (6) 地区ゲマインデ、地域ゲマインデ

本章 3. (1) でも触れたが、地区ゲマインデ (Ortsgemeinde) を地域ゲマインデ (Gebietsgemeinde) に統合して広域的地方公共団体を設けること、地域ゲマインデの設立は自治行政の模範に従って行うこと、および、それと関連して、州における一般的国家行政組織のためのさらなる基本原則を確立することが定められている (連邦憲法 120 条)。しかし、連邦憲法 120 条は未だに実施されずにいる<sup>(109)</sup>。

連邦憲法 120 条では、「管区 (Bezirk)」に代わるものとして、「地域ゲマインデ (Gebietsgemeinde)」の用語が用いられており、管区行政の再編成・民主化 (Neuordnung) の問題も、今日まで解決されないままである。管区の長である管区長 (Bezirkshauptmann) は州官庁である管区庁 (Bezirkshauptmannschaft) の長であり、州政府によって任命される州の官吏である。管区長は、州行政および間接連邦行政の執行など比較的広範な所轄権限を有している。にもかかわらず、管区の住民は、管区長の任命および職務の執行に関し、何ら参与権または監視権を有しない。管区行政の民主化を求めての改革要請が、1920 年に降続している<sup>(110)</sup>。

#### (7) 2008年1月4日の改正

2008年1月4日の憲法律 (BGBl.Nr.2/2008) によって、「連邦憲法 第 5 章 自治行政」という表題が追加され、それに伴って、以前の「第 4 章 州の立法および執行 第 3 節 市町村」から「第 5 章 自治行政 第 1 節 市町村」と変わった。

#### 4. 会計の監督および財務執行状況の監督

1977年10月18日の憲法律(BGBI.Nr.539/1977)によって、会計検査院の監督権が拡大・強化された。すなわち、連邦が全額出資する、または資本の50%以上出資し連邦が財政的に関与するあらゆる段階の企業について及ぶ。ここにいう財政的(finanziell)関与には、上記以外の別の財政的(finanziell)、その他の経済的(wirtschaftlich)、組織的(organisatorisch)措置による企業支配も含まれる(連邦憲法126b条2項)。同様のことは、州(連邦憲法127条3項)、2万人以上の住民を有する市町村(連邦憲法127a条3項)についても妥当する<sup>(111)</sup>。

さらに、2010年12月14日の連邦法律(BGBI. I Nr.98/2010)によって、2011年1月1日付で、連邦憲法の「会計の監督および財務執行状況の監督」の規定が改正された。会計検査院は、従来2万人以上の住民を有する市町村の財務執行状況の検査を行ってきたが、1万人以上の住民を有する市町村の財務執行状況の検査も可能となった(連邦憲法127a条1項)。また、州憲法によって州会計検査院を設置している場合(1999年8月13日の憲法律[BGBI. I Nr.148/1999]に基づく連邦憲法127c条)においては、州会計検査院は、1万人以上の住民を有する市町村かどうかに応じて、州憲法の定めるところにより、連邦憲法127a条1項-6項あるいは7項、8項の規定に従って、市町村の財務執行状況の検査を行うことが可能となった(連邦憲法127c条)(以上の規定を含む当該連邦法律中のArtikel 1は、憲法規定である)。さらに、同じ2010年12月14日の連邦法律によって、州政府または州議会は、一定の要件の下に、1万人に満たない住民を有する市町村の財務執行状況の検査を会計検査院に要請することが可能となった(連邦憲法127a条7項、8項)(以上の規定を含む当該連邦法律中のArtikel 1は、憲法規定である)。

#### 5. 法治国家の構築

憲法の他の領域と比較して、基本権、国際的及び国内的権利保護制度の極めて著しい進展が顕著である。以下、概観する。

##### (1) 基本権

###### ① ヨーロッパ人権条約と国際的権利保護システム

基本権と自由権は、オーストリアにおいては、相変わらず、一つの法律に統合されることがなく、極度にまとまりの悪い分断・分散状態にある。既に60年代の中頃に設立された「基本権と自由権の改革に関する委員会」(Kommission zur Reform der Grund-und Freiheitsrechte)は、基本権の新法典化を軌道に乗せることに成功しなかった。

基本権の更なる展開への重要な推進力は、国際条約から生じた。この関係において極めて重要な規定は、議定書も含めた1950年11月4日の「人権および基本的自由の保護のための条約(ヨーロッパ人権条約)」である<sup>(112)</sup>。オーストリアは、1958年9月3日に、ヨーロッパ人権条約に加入し、議定書を批准した(もっとも、いくつかの規定に対して留保が付け加えられた)(BGBI.Nr.210/1958)。さらに、1964年3月4日の憲法律(BGBI.Nr.59/1964)によって、上述のヨーロッパ人権条約(1950年11月4日署名)ならびに追加議定書(第1議定書[1952年3月20日署名]および第4議定書[1963年9月16日署名])は、遡及

効をもって憲法律の地位を取得した (Artikel II.)。それらは、例えば、教育に対する権利 (「第1議定書2条」) など、既存の基本権カタログを修正するものであった<sup>(113)</sup>。

ヨーロッパ人権条約は、基本権カタログを構築するとともに、初めて、完結した超国家的な国際的権利保護システムを含むものであった<sup>(114)</sup>。国際的な権利保護システムは、ヨーロッパ人権条約とともにオーストリアによって承認され、ヨーロッパ人権条約の実現に奉仕した。機関として、「ヨーロッパ人権委員会」、「ヨーロッパ人権裁判所」および「閣僚委員会」が活動した。構成国家の申立て (Beschwerde) とともに、ヨーロッパ人権委員会に対する個人の申立てが特別な意義を有した<sup>(115)</sup>。すなわち、ヨーロッパ人権条約のすべての締約国は、他の締約国によるヨーロッパ人権条約および議定書の規定違反を理由として、ヨーロッパ人権委員会に申立てを行うことができる (締約国の申立権) (ヨーロッパ人権条約24条)。それとともに、個々人もまた、国内的な法的手段を尽くした後に (ヨーロッパ人権条約26条)、ヨーロッパ人権委員会に申立てを行うことができる (個人の申立権) (ヨーロッパ人権条約25条)。それに基づいて始められた申立て手続の最終段階において、ヨーロッパ審議会 (ヨーロッパ評議会) (Europarat) (注: 人権擁護を主な目的とする「ヨーロッパ審議会」は、ヨーロッパ連合 [EU] の機関である「EU理事会」とは異なる別の組織である。2009年12月1日に発効したリスボン条約による改正により、EUが「ヨーロッパ審議会」の枠組で創られたヨーロッパ人権条約に加入することが定められた<sup>(116)</sup>) の閣僚委員会が決定でもって (ヨーロッパ人権条約32条1項)、またはヨーロッパ人権裁判所が判決でもって (ヨーロッパ人権条約51条)、判断を下さねばならない。かくして、オーストリアにとって初めて、基本権および自由権保護に関する国家機関を超えるところの一連の人権救済の審級制度が創られたのである<sup>(117)</sup>。

## ②自由権的基本権

自由権的基本権のカタログは、次のように拡張された。

1973年11月29日の憲法律 (BGBl.Nr.8/1974) によって、1867年の国家基本法 (国民の一般的権利に関する1967年12月21日の国家基本法) (RGBl.Nr.142/1867) の改正がなされ、10a条として、通信の秘密の保護が成文化された<sup>(118)</sup>。

また、1974年7月10日の憲法律 (BGBl.Nr.396/1974) によって、オーストリア放送局の組織改革に際して、放送の独立性が憲法的組織的に保障された<sup>(119)</sup>。

1978年10月18日の連邦法律である情報保護法 (BGBl.Nr.565/1978) により、個人の私的領域の保護に関するいくつかの基本権が導入された。その中で創設された情報保護の基本権 (情報保護法1条: この1条は憲法規定 [Verfassungsbestimmung] である) は、個人に関連する情報の秘密保持の権利 (請求権)、自動操作による情報処理の枠内での開示・削除・訂正の権利 (請求権) を含んでいる。こうした権利 (請求権) は、私法関係においても妥当する (基本権の第三者効)<sup>(120)</sup>。

また、1979年12月4日の連邦法律 (BGBl.Nr.529/1979) である「引渡しおよび司法共助法」によって、オーストリア人の引渡しの禁止が認められた<sup>(121)</sup>。

1982年5月12日の憲法律 (BGBl.Nr.262/1982) によって、1867年の国家基本法 (「国民の一般的権利に関する1967年12月21日の国家基本法」) の改正がなされ、17a条として、

芸術の自由が成文化された<sup>(122)</sup>。

さらに、1988年11月29日の「人身の自由の保護に関する憲法律」(BGBl.Nr.684/1988)によって、基本権の本質的な構築が行われた。その中で、人身の自由について、「人身の自由は、人権制限措置の目的に照らして均衡を失しない場合において、かつ失しない限りにおいてのみ奪うことが許される」(1条3項)ということ、および、「被拘束者は、人間的価値を尊重し、人間の最大限の思いやりでもって取り扱われねばならない」(1条4項)ことが定められている。契約上の義務違反ゆえの責任としての拘束(留置)は明白に排除されている(2条2項)<sup>(123)</sup>。1988年11月29日の「人身の自由の保護に関する憲法律」によって、1867年12月21日の「国民の一般的権利に関する国家基本法」の構成要素を成していた1862年10月27日の「人身の自由の保護に関する法律」(RGBl.Nr.87/1862)は、1991年1月1日付で廃止された。

ヨーロッパ人権条約は、国民でない者をも保護し、とりわけ次のような基本権がオーストリアの法秩序に導入されている。すなわち、生命に対する権利(2条)、拷問および非人間的ないし品位を貶める(傷つける)刑罰の禁止(3条)、強制労働の禁止(4条)、移動および移住(出国)の自由(ヨーロッパ人権条約第4議定書2条)、国民の国外追放の禁止(ヨーロッパ人権条約第4議定書3条)、公正な裁判を受ける権利(6条)、法に基づかない処罰の禁止(7条)、私生活および家族生活が尊重される権利(8条)、婚姻をなし家族を形成する権利(12条)など。特に現に通用している行政刑罰手続を維持するため、オーストリアは、人権条約5条(身体の自由および安全に対する権利)および6条(公正な裁判を受ける権利)を一定の留保つきで調印した(1952年3月20日のヨーロッパ人権条約第1議定書4条)(BGBl.Nr.210/1958,Nr.59/1964)<sup>(124)</sup>。

### ③政治的基本権

大多数の政治的基本権が、連邦憲法、特に直接および間接民主制に関する諸規定の中に根拠づけられている。例として、国民議会の選挙(連邦憲法26条)、国民請願(連邦憲法41条)、国民投票(連邦憲法45条:1920年連邦憲法以降改正無し)、国民調査投票(連邦憲法49b条)、州議会の選挙(連邦憲法95条)などを挙げるができる。また、憲法規定を含むところの1974年3月6日の連邦法律(BGBl.Nr.187/1974)である非軍事的社会奉仕活動法(非軍事役務法)2条1項は、良心的理由からの兵役免除の基本権を創った<sup>(125)</sup>。

1965年12月21日に国連総会で採択された「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」の実施に関して、1973年7月3日の憲法律(BGBl.Nr.390/1973)によって、人種、肌の色、血統、国家的ないし人種の出生を唯一の理由として差別を行うことを、立法や行政に対して禁止している(Artikel I.(1))<sup>(126)</sup>。

1966年12月16日に国連総会によって採択された「市民的及び政治的権利に関する国際規約」は、1978年にオーストリア国民議会の承認を受けたが、憲法的地位を与えられなかった(BGBl.Nr.591/1978)<sup>(127)</sup>。

1976年7月7日の連邦法律である民族集団法(Volksgruppengesetz)(BGBl.Nr.396/1976)は、民族的少数派に属するオーストリア国民の利益のための保護および助成規定を制定した<sup>(128)</sup>。少数者保護に関連して、2000年8月8日の憲法律(BGBl. I

Nr.68/2000)により、オーストリアにおける土着の民族集団につき、その言語および文化を尊重し、その存続および保護を保障促進するものとされた。

#### ④社会的基本権

社会的基本権の目的は、例えば、労働の権利、教育の権利、居住の権利など個々人の社会的状況の保障および確保であるとされる。1961年10月18日にヨーロッパ審議会(評議会)によって採択された「ヨーロッパ社会憲章」は1969年に、また、1966年12月16日に国連総会によって採択された「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」は1978年に、それぞれ単純法律としてのみオーストリアの法秩序に受け入れられてきた(以上それぞれBGBl.Nr.460/1969,Nr.590/1978)ので、オーストリアの法秩序は、憲法的地位の社会的基本権を何ら認めていない<sup>(129)</sup>。

#### ⑤女性特有の基本権

女性の権利の基本法的保護に対する本質的推進力は国際的領域から生じた。1953年3月31日に国連総会で採択された「女性の政治的権利に関する条約」(オーストリアにつき1969年発効[BGBl.Nr.256/1969])、および1979年12月18日に国連総会で採択された「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女性差別撤廃条約)」(オーストリアにつき1982年発効[BGBl.Nr.443/1982])を挙げることができる。女性差別撤廃条約は、一方では、男女平等のあらゆる侵害を防ぎ、他方では、男女の事実上の平等を促進するための特別措置をとることを許すものとされる(女性差別撤廃条約4条)<sup>(130)</sup>。

### (2) 公法裁判制度の拡充・強化

#### ①選挙訴訟に関する裁判

1958年1月22日の憲法律(BGBl.Nr.12/1958)により、憲法裁判所が選挙裁判所として、とりわけ、州政府および市町村の執行機関の選挙の異議についても管轄権を有することとなった(連邦憲法141条1項(b))<sup>(131)</sup>。

#### ②条約の違法性・違憲性に関する審査

1964年3月4日の憲法律(BGBl.Nr.59/1964)により、憲法裁判所は、国家条約の違法性・違憲性の審査(連邦憲法140a条1項-2項)、さらに、1988年11月29日の憲法律(BGBl.Nr.685/1988)により、州の国家条約(連邦憲法16条1項により、州がその独自の権限に属する事項について、オーストリアと国境を接する諸国またはその支分国と締結された国家条約)の違法性・違憲性の審査についても権限を有した(連邦憲法140a条1項)。以上の国家条約に関する一連の改正は、国家条約という法形式がますます重要性を得つつあるという状況を考慮に入れている<sup>(132)</sup>。

#### ③憲法裁判所による法律の違憲性および命令の違法性に関する審査、憲法裁判所の負担軽減

準備され長期にわたり議論され突如として議決された1975年5月15日の憲法律(連邦憲法改正)(BGBl.Nr.302/1975)<sup>(133)</sup>は、権利保護の改善をめざした。公法裁判制度の枠内における権利保護および監視体制は、行政裁判所および憲法裁判所の管轄権の拡大に関する1975年からの連邦憲法改正によって構築された。第1に、連邦法律または州法律の違憲性の審査のため憲法裁判所に申立てをすることができる者の範囲は「第2審裁判所」にも、

また、連邦法律の違憲性の審査のため憲法裁判所に申立てを行うことができる者の範囲は「国民議会議員の3分の1」にも（ちなみに、1988年6月23日の憲法律〔BGBl.Nr.341/1988〕によって、「連邦参議院議員の3分の1」にも拡大）、さらに、州法律の違憲性の審査のため憲法裁判所に申立てを行うことができる者の範囲は、州憲法の定めにより、「州議会構成員の3分の1」にも拡大された（連邦憲法140条1項前段）。第2に、憲法裁判所の規範コントロールの領域における多数の改革の中でも、とりわけ、命令の違法性の審査および法律の違憲性の審査に関して個人の申立てが可能になったことが強調されねばならない。すなわち、同じく1975年5月15日の憲法律により、1976年7月1日から、特に、命令ないし法律が、それぞれ法律ないし憲法に違反し、決定ないし処分と同様に自己の権利が直接侵害されていると主張する個人によってもまた、命令および法律の審査を開始することができることとなった（命令の違法性の審査につき連邦憲法139条1項後段、法律の違憲性の審査につき連邦憲法140条1項後段）。個人の権利保護の観点から大きな意義を有する<sup>(134)</sup>。

しかし、他方、憲法裁判所は、1981年7月1日の憲法律（BGBl.Nr.350/1981）および1984年6月26日の憲法律（BGBl.Nr.296/1984）によって、申立て（訴え）（Beschwerde）を却下することも可能となり、憲法裁判所の負担軽減（連邦憲法144条2項）が図られた。すなわち、前者の憲法律により、行政処分の違憲性の審査の申立てに際して、申立人に勝訴の十分な見込みがない場合には、連邦憲法133条により行政裁判所の管轄権から除外されている事項が問題となっている場合を除き、申立てを拒否できることとなった<sup>(135)</sup>。また、後者の憲法律によって、憲法裁判所による行政処分の違憲性の審査に関し憲法裁判所が申立てを拒否できる場合が拡大され、十分な勝訴の見込みがない場合以外に、裁判によって憲法問題の解明が期待されえない場合も追加され、連邦憲法裁判所の負担軽減が、遡及的に、すなわち1981年1月1日に遡って図られることとなった（同憲法律 Artikel II.（2）参照）<sup>(136)</sup>。

後述する（第1章5.（3）参照）ように、1988年11月29日の憲法律（BGBl.Nr.685/1988）によって、1991年1月1日付で、州において、「独立行政審判所」が設立された。その管轄権に関し、とりわけ、行政権の権限踰越を理由とする手続（連邦憲法129a条1項1号）、行政官庁の直接の命令権および強制権の行使によって権利を侵害されていると主張する者の申立て（連邦憲法129a条1項2号）が重要である。行政裁判所ないし憲法裁判所の審級は、独立行政審判所から始まる（行政裁判所に対して連邦憲法130条1項（a）、憲法裁判所に対して連邦憲法144条1項）。この観点からも、行政裁判所ないし憲法裁判所の負担軽減が図られていた<sup>(137)</sup>。2012年の行政裁判制度改正（BGBl. I Nr.51/2012）により、2014年1月1日付で独立行政審判所が廃止され、新たに州行政裁判所が創られ、独立行政審判所の職務権限が移行した。

#### ④行政裁判所および憲法裁判所による行政官庁の直接の命令権・強制権の行使の違法性に関する審査

1975年5月15日の憲法律（BGBl.Nr.302/1975）によって、1976年7月1日以降、行政裁判所および憲法裁判所の権限が、行政官庁の直接の命令権および強制権の発動たる行為の審査にも拡大され、特定の個人に対して発せられた行政官庁の直接の命令権および強制



権の行使の違法性につき、当該個人が行政裁判所に対して申立てを行うことが可能となった（連邦憲法 130 条 1 項 (b)、131a 条）。また、同じく 1975 年 5 月 15 日の憲法律に基づき、特定の個人に対して発せられた行政官庁の直接の命令権および強制権の行使によって憲法上の権利を侵害されたと主張する当該個人が、憲法裁判所に対して申立てを行うことが可能となった（連邦憲法 144 条 1 項）<sup>(138)</sup>。後に、1988 年 11 月 29 日の憲法律（BGBl. Nr.685/1988）により、州に独立行政審判所（連邦憲法 129a 条、129b 条）（後述第 1 章 5.（3）参照）が創設されたことに伴い、1991 年 1 月 1 日以降、これらは独立行政審判所の職務権限（連邦憲法 129a 条 1 項 2 号）となり、同じ憲法律に基づき連邦憲法 131a 条は廃止され、連邦憲法 130 条 1 項、144 条 1 項は改正されている。さらに、2012 年の行政裁判制度改正に伴い、2012 年 6 月 5 日の連邦法律（BGBl. I Nr.51/2012）により、2014 年 1 月 1 日付で、連邦憲法 129a 条、129b 条は廃止されている。

#### ⑤行政裁判所の権限に属しない事項

1974 年 7 月 10 日の憲法律（連邦憲法改正）（BGBl.Nr.444/1974）は、1963 年まで遡るところの、州の権利の強化と協働的連邦主義（das kooperativen Föderalismus）をめざす連邦諸州の要請プログラムの実現に貢献した。既に考察した、間接連邦行政における行政審級（連邦憲法 103 条 4 項、109 条）、連邦と州および州相互間の協定（連邦憲法 15a 条 1 項・3 項）などを挙げることができる。これらの州権限の強化に関連して、同憲法律によって、連邦憲法 133 条 2 号の行政裁判所の権限の除外事項（連邦・州・管区・市町村職員の懲戒事項）は削除された。しかし、何度も削除しようと試みられた 133 条 4 号の除外事項（最終審級において合議制官庁が決定する事項で、当該官庁の組織を定める連邦または州の法律に従い構成員中に少なくとも一人の裁判官があり、その他の構成員もその職務を行うについていかなる指示にも拘束されず、当該官庁の処分が行政的方法で取消または変更されず、かつこれらの要件に適合するか否かを問わず行政裁判所に提訴することを許す旨の明文がないもの）は削除されなかった<sup>(139)</sup>。

#### ⑥憲法裁判所による違憲判決と憲法立法

憲法立法者が、憲法的順位に関連規定を発布するという手段によって、しばしば、連邦憲法裁判所による違憲法律の破棄の効果を失わせてきた。その一例として、連邦憲法 7 条の「平等原則」に関して争われた「公務員の退職年金受給年齢」の事例を挙げることができる。1955 年 9 月 9 日の一般社会保険法（das Allgemeine Sozialversicherungsgesetz [ASVG]）において、女性の公務員（Angestellte）の退職年齢を男性公務員より 5 年早くすることも許されるとされていたが、90 年代の初め、憲法裁判所によって、憲法違反と判断された。しかし、当時のフラニツキ（Vranitzky）内閣は、憲法違反の状態を直ちに終わらせようとすることなく、与党が国民議会に 3 分の 2 以上の特別多数を占めていたことを利用して、1992 年 12 月 29 日の憲法律（BGBl.Nr.832/1992）で、「2024 年 1 月 1 日から 2033 年 12 月 31 日まで段階的に、すなわち 2024 年から毎年 6 ヶ月ずつ男女の 5 年の差を縮めていき、10 年後の 2033 年までに男女の退職年金受給年齢の完全な平等化を図る」ことを決議した。こうした実務につき憲法的に許容されるとされてきたが、ヴァルター、フンクなどは法政策的に疑念が存するとしている<sup>(140)</sup>。

(第1章5.(3)「独立行政審判所」以下は、次号に続く)

注

- (72) Oskar Lehner, S.401; Robert Walter, Heinz Mayer, S.37; Wilhelm Brauner, S.270.
- (73) Wilhelm Brauner, S.270; Oskar Lehner, S.397; Bernd-Christian Funk, S.73.
- (74) Oskar Lehner, S.402; Wilhelm Brauner, S.271.
- (75) Robert Walter, Heinz Mayer, S.38.
- (76) Oskar Lehner, S.396,S.402; Bernd-Christian Funk, SS.79-80, S.94.
- (77) Oskar Lehner, S.402; Wilhelm Brauner, S.271; Bernd-Christian Funk, SS.131-132, SS.155-157.
- (78) Wilhelm Brauner, S.271.
- (79) Wilhelm Brauner, S.271.
- (80) Wilhelm Brauner, S.271; Bernd-Christian Funk, SS.131-132.
- (81) Wilhelm Brauner, S.271. 島野卓爾ほか編著、19頁も参照。
- (82) Wilhelm Brauner, S.271.
- (83) Wilhelm Brauner, S.271.
- (84) Robert Walter, Heinz Mayer, S.40.
- (85) Robert Walter, Heinz Mayer, S.40; Oskar Lehner, S.402; aus Wikipedia ([http://de.wikipedia.org/wiki/Voralberger\\_Landesverfassung](http://de.wikipedia.org/wiki/Voralberger_Landesverfassung)), “Vorarberger Landesverfassung”, SS.2-3, 2015.
- (86) Robert Walter, Heinz Mayer, SS.40-41; Oskar Lehner, S.402; Wilhelm Brauner, SS.271-272.
- (87) Wilhelm Brauner, S.274; Ludwig K. Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.97.
- (88) Wilhelm Brauner, SS.271-272.
- (89) aus Wikipedia ([http://de.wikipedia.org/wiki/Voralberger\\_Landesverfassung](http://de.wikipedia.org/wiki/Voralberger_Landesverfassung)), “Vorarberger Landesverfassung”, S.4, 2015.
- (90) aus Wikipedia, Mag.Eva Ostermeier, “Vorarberger Landesverfassung : Verwaltungslehrgang 2014 – Bundes-und Landesverfassung für Nicht-Juristinnen – ”SS.11-16.
- (91) Robert Walter, Heinz Mayer, S.41. 社会国家的目標規定に関しては、連邦憲法違反とならないとするのは、 Bernd-Christian Funk, S.83.
- (92) Robert Walter, Heinz Mayer, S.41.
- (93) Oskar Lehner, S.402.
- (94) Oskar Lehner, S.402.
- (95) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.83.
- (96) Robert Walter, Heinz Mayer, S.38.
- (97) Wilhelm Brauner, S.272.
- (98) Wilhelm Brauner, SS.150-151.
- (99) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.82; Wilhelm Brauner, S.272; Oskar Lehner, S.384, S.403.
- (100) Wilhelm Brauner, S.273.
- (101) Wilhelm Brauner, S.272; Oskar Lehner, S.372.
- (102) Wilhelm Brauner, S.272.
- (103) Oskar Lehner, S.403; Wilhelm Brauner, S.272.
- (104) Oskar Lehner, S.403; Wilhelm Brauner, S.272.
- (105) Oskar Lehner, S.403.

1955年以降のオーストリア憲法の展開—憲法改正規定を中心として— (2)

- (106) Oskar Lehner, S.403; Wilhelm Brauner, S.272.
- (107) Oskar Lehner, S.403; Wilhelm Brauner, S.178, S.272.
- (108) Wilhelm Brauner, S.272.
- (109) Wilhelm Brauner, S.273.
- (110) Bernd-Christian Funk, SS.264-256; Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.82.
- (111) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.84.
- (112) Oskar Lehner, S.404.
- (113) Wilhelm Brauner, S.269.
- (114) Oskar Lehner, S.404.
- (115) Wilhelm Brauner, S.269.
- (116) 植田隆子・小川英治・柏倉康夫編 『新 EU 論』、信山社、2014年、18頁。
- (117) Oskar Lehner, S.404.
- (118) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.83; Oskar Lehner, S.404.
- (119) Robert Walter, Heinz Mayer, S.37.
- (120) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.84; Wilhelm Brauner, S.269.
- (121) Oskar Lehner, S.404.
- (122) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.84; Oskar Lehner, S.404; Wilhelm Brauner, S.269.
- (123) Oskar Lehner, S.404; Wilhelm Brauner, S.269; Bernd-Christian Funk, S.72.
- (124) Oskar Lehner, S.405; Bernd-Christian Funk, S.80, S101.
- (125) Oskar Lehner, S.405.
- (126) Oskar Lehner, S.405; Robert Walter, Heinz Mayer, S.37.
- (127) Oskar Lehner, S.405.
- (128) Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, S.84.
- (129) Oskar Lehner, S.405; Bernd-Christian Funk, S.83.
- (130) Oskar Lehner, S.405.
- (131) Wilhelm Brauner, S.270.
- (132) Robert Walter, Heinz Mayer, S.37.
- (133) Robert Walter, Heinz Mayer, S.38.
- (134) Robert Walter, Heinz Mayer, S.38; Wilhelm Brauner, S.270; Oskar Lehner, S.401.
- (135) Robert Walter, Heinz Mayer, S.38; Oskar Lehner, S.401.
- (136) Robert Walter, Heinz Mayer, S.39; Wilhelm Brauner, S.270; Oskar Lehner, S.401.
- (137) Wilhelm Brauner, S.270
- (138) Wilhelm Brauner, S.270; Robert Walter, Heinz Mayer, S.38; Oskar Lehner, S.401.
- (139) Robert Walter, Heinz Mayer, S.38.
- (140) Robert Walter, Heinz Mayer, SS.39-40.

参考・引用文献

- ・ Oskar Lehner, *Österreichische Verfassungs- und Verwaltungsgeschichte (4.Auflage)*, Trauner Verlag, 2007.
- ・ Wilhelm Brauner, *Österreichische Verfassungsgeschichte (11.Auflage)*, Manzsche Verlags- und Universitätsbuchhandlung, 2009.
- ・ Bernd-Christian Funk, *Einführung in das österreichische Verfassungsrecht (14.Auflage)*, Leykam Kurzlehrbücher, 2011.

## 国際研究論叢

- ・ Robert Walter, Heinz Mayer, *Grundriß des österreichischen Bundesverfassungsrechts*, Manzsche Verlags-und Universitätsbuchhandlung, 1988.
- ・ Ludwig K.Adamovich, Bernd-Christian Funk, *Österreichisches Verfassungsrecht (2.Auflage)*, Springer-Verlag,1984.
- ・ <http://www.verfassungen.de/at/titel.htm>, Verfassungen Österreichs, 2014.
- ・ 高田敏「オーストリア連邦憲法」、阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集〔第4版〕』、有信堂、2009年。
- ・ 南塚信吾編『ドナウ・ヨーロッパ史』、山川出版社、1999年。
- ・ アントン・ヴァルト、エドゥアルト・シュタウディングー、アロイス・ショイヒャー、ヨーゼフ・シャイプル著 中尾光延訳『オーストリアの歴史』、明石書店、2014年。
- ・ エーリッヒ・ツェルナー著 リンツビヒラ裕美訳『オーストリア史』、彩流社、2000年。
- ・ 島野卓爾・岡村堯・田中俊郎編著『EU入門』、有斐閣、2000年。
- ・ 奥脇直也・小寺彰編『国際条約集』、有斐閣、2014年。
- ・ 植田隆子・小川英治・柏倉康夫編『新EU論』、信山社、2014年。 など